

予期しない医療費請求と差額請求に対するお客様の権利と保証

救急介護を受けた、またはネットワーク内の病院や外来外科センターでネットワーク外の医療提供者から治療を受けた場合、予期しない請求や差額請求から保護されます。

「差額請求」（「予期しない請求」）とは？

医師やその他のヘルスケア提供者にあった時、お客様は共同負担金、共同保険金、および/または自己負担金と言われる一定の自費負担を負うことがあります。ヘルスプランのネットワーク内ではない医療提供者に会ったりヘルスケア施設を訪ねた場合、それ以外の費用や全請求額を支払わなければならないこともあります。

「ネットワーク外」というのは、お客様のヘルスプランの契約書に署名をしていない医療提供者と施設を指します。ネットワーク外の医療提供者は、お客様のプランが同意した支払額と、サービスにかかった全費用の差額を請求することが許されています。これを「差額請求」と呼びます。この額は、同じサービスにかかるネットワーク内費用よりも高いことが多く、お客様の年間の自己負担制限額には加算されない場合があります。

「予期しない請求」は、この驚くような差額の請求のことを指します。こういうことは、お客様のケアに誰が携わるか、自分がコントロールできない場合に起きる可能性があります。例えば、救急介護が必要な場合や、ネットワーク内の施設を訪ねたのに予期せずにネットワーク外の医療提供者に治療を受ける場合などです。

保険会社は、ウェブサイトを通して、またはお客様のご要望により、どの医療提供者、病院、施設がネットワーク内なのかを知らせる義務があります。病院、手術施設、医療提供者は、どの医療提供ネットワークに所属しているのかを、ウェブサイト上に、またはお客様の要請に応じて、通知しなければなりません。

お客様は以下の差額請求から保護されています:

救急サービス

緊急を要する疾患でネットワーク外の医療提供者または施設から救急サービスを受けた場合、医療提供者または施設が請求できる最大額は、お客様のプランのネットワーク内の共同負担費（共同負担額や共同保険費など）です。これらの救急サービスで差額請求を受けることはありません。これは、お客様が差額請求に関する保護を受ける権利を放棄することを書面で同意しない限り、安定した健康状態に戻るまでのサービスも含みます。

ネットワーク内の病院または外来外科センターでの特定サービス

ネットワーク内の病院または外科外科センターからサービスを受けた場合、一部の医療提供者はネットワーク外かもしれません。その場合、医療提供者が請求できる最大額は、お客様のネットワーク内

の共同負担費です。これは救急医薬品、麻酔、病理科、放射線科、ラボ、新生児学、外科、外科補助、病棟総合医、集中治療専門医のサービスに適用されます。これらの医療提供者は、差額請求をすることはできず、またお客様に差額請求から保護される権利を放棄するように頼むこともできません。

もしネットワーク内施設でその他のサービスを受けた場合、お客様が保護を放棄することへの同意を書面で示さない限り、ネットワーク外の医療提供者が差額請求することはできません。

差額請求から保護される権利を放棄するよう要求されることは決してありません。またネットワーク外からのケアを受けるよう要求されることもありません。お客様のプランのネットワークにある医療提供者や施設をお選びいただけます。

差額請求が許されないケースでは、次の事柄についても保護されています:

- お客様は自己負担費（医療提供者や施設がネットワーク内である際に支払う共同負担費、共同保険費、自己負担費）のみ支払い責任があります。お客様のヘルスプランが、ネットワーク外の医療提供者と施設に直接支払います。
- ヘルスプランは通常以下のことをしなければなりません:
 - 事前にお客様から承認（事前承認）を要求することなく救急サービスに関する保険を負担する。
 - ネットワーク外の医療提供者からの救急サービスに関する保険を負担する。
 - 費用負担額は、お客様のネットワーク内の医療提供者または施設に支払う金額に基づくものとし、給付説明書にその金額を示す。
 - 救急サービスまたはネットワーク外のサービスへの支払額を、自己負担限度額として計算する。

間違った請求書が届いたと思う場合は連邦政府へ <https://www.cms.gov/nosurprises/consumers> を通して不服申し立てができます。または、電話 1-800-985-3059 でも受け付けています。および/または Washington 州保険監督官事務所へ [ウェブサイト](#) を通して、または電話 1-800-562-6900 で不服申し立ていただくことも可能です。

連邦法に基づく権利についての詳細は <https://www.cms.gov/nosurprises> をご覧ください。

Washington 州法に基づく権利についての詳細は [保険監督官事務所の差額請求保護法に関するウェブサイト](#) をご覧ください。